

- 第1条 名称
この会は十勝少年サッカー連盟と称する。(以下本連盟という)
- 第2条 目的
本連盟は、一般社団法人十勝地区サッカー協会定款第1章第3条に基づき、十勝管内少年団同士の緊密な連携により、サッカー少年団の相互協力を図り資質の向上に努め、少年サッカーの育成と発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 構成
本連盟に登録したチームの指導者又は代表者及び個人で構成する。
2 前項の個人の任命は役員会の議を経て選出し、総会の承認を得るものとする。
- 第4条 事業
本連盟の目的達成のため次の事業を行う。
(1) サッカー少年団の相互研修、資質の向上に関する事。
(2) 指導者の交流、情報交換に関する事。
(3) サッカー調査、研究、広報に関する事。
(4) 十勝管内で開催される少年サッカー大会の実施と運営に関する事。
(5) 幼児サッカーの育成に関する事。
(6) その他目的達成のため必要な事業。
- 第5条 事務局
本連盟は、事務円滑のため事務局をおく。事務局は事務局長宅におく。
2 事務局は、本連盟の庶務、会計、他団体との連絡、調整及びその他必要事項の処理を行う。
- 第6条 役員
本連盟に次の役員をおく。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 若干名
(3) 理事長 1名
(4) 副理事長 1名
(5) 総務委員長 1名
(6) 総務副委員長 若干名
(7) 審判委員長 1名
(8) 審判副委員長 若干名
(9) 技術委員長 1名
(#) 技術副委員長 若干名
(#) 競技委員長 1名
(#) 競技副委員長 若干名
(#) 広報委員長 1名
(#) 運営委員 若干名
(#) 事務局次長 若干名
(#) 会計監査 2名
(#) 相談役 若干名
(#) 顧問 若干名
- 第7条 役員の出選と任期
前条第6条の役員は総会の承認を得るものとする。
2 役員は任期は2年とする。但し再任は妨げない。
3 補充役員は任期は、前任者の在任期間とする。
4 任期満了に伴う役員の出選は、役員会の議を経て会長が役員選出のための委員を指名する。当該委員は選考委員会を開き、役員名簿作成のうえ総会に提案し承認を得るものとする。
- 第8条 役員の仕事
会長は本連盟を代表して、その事業執行を統括し、会議を招集する。
2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
3 理事長は事業を執行し、事業運営にあたる。
4 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、これを代行する。
5 各委員長は理事長を補佐し、当該委員会を運営する。
6 各副委員長は当該委員長を補佐し、委員長事故ある時は、これを代行する。
7 各運営委員は当該委員会を構成し、事業を執行する。
8 事務局次長は第5条第2項の業務を行う。
9 事務局次長は事務局次長を補佐し、事務局次長事故ある時は、これを代行する。
10 会計監査は、事業の執行及び会計を監査する。
11 相談役・顧問は重要事項について理事長の諮問に応ずる。
- 第9条 事業運営
各委員会の業務は次の通りとする。
(1) 総務委員会
大会運営を統括し、事業に当たる。
他の委員会に属さない事業に関する事。
(2) 審判委員会
審判講習会の開催及び大会時の審判運営。
審判員の育成及び強化と向上に関する事。
(3) 技術委員会
技術研修会等の開催及び大会等の優秀選手の発掘。
指導者の資質の向上に関する事。
選手の育成及び選抜チームの強化と向上に関する事。
(4) 競技委員会
大会運営に伴う事前準備。
グラウンド整備に関する事。
大会当日の試合進行に関する事。
その他競技に関する事。